

ノルウェー

意匠法

2003年3月14日法律No. 15

最終改正法の施行日：2013年7月1日

目次

第1章 総則

- 第1条 意匠についての排他的権利
- 第2条 定義
- 第3条 新規性及び独自性
- 第4条 複合製品
- 第5条 公衆による意匠の利用可能性
- 第6条 新規性を失わせない行為(猶予期間)
- 第7条 公益に反するか又は他人の権利を侵害する意匠
- 第8条 技術的機能により必然的に決められている意匠
- 第9条 意匠権の範囲及び内容
- 第10条 意匠権の例外
- 第11条 船舶及び航空機の設備
- 第12条 意匠権の消尽

第2章 意匠登録出願

- 第13条 登録出願
- 第14条 出願の補正
- 第15条 複数意匠の登録出願
- 第16条 優先権
- 第17条 登録要件
- 第18条 登録及び公告
- 第19条 出願の補正
- 第20条

第3章 公開及び情報開示義務

- 第21条 出願書類の閲覧
- 第22条 意匠出願人の情報開示義務

第4章 意匠登録の有効期間

- 第23条 意匠登録の有効期間
- 第24条 登録の更新

第5章 審理及び無効性等

- 第25条 行政審理及び裁判所による審理

- 第 26 条 事件に関連する期限及び要件
- 第 27 条 行政審理請求の提起及び手続
- 第 28 条 登録意匠の修正
- 第 29 条 意匠についての権利
- 第 30 条 出願又は登録の移転に関する訴訟
- 第 31 条 実施を継続する権利
- 第 32 条 ノルウェー工業所有権庁での手続と裁判所での訴訟との関係
- 第 33 条 ノルウェー工業所有権庁の職権による取消
- 第 34 条 登録の抹消
- 第 35 条 意匠登録簿への登録及び公告

第 6 章 審判請求等

- 第 36 条 ノルウェー工業所有権庁の決定に対する審判請求
- 第 37 条 審判請求
- 第 38 条 審判請求の審理
- 第 39 条 ノルウェー工業所有権審判部の決定に対する裁判所の審理

第 7 章 損害賠償、罰則等

- 第 39a 条 侵害の禁止
- 第 40 条 意匠侵害に対する賠償及び損害賠償
- 第 41 条 侵害の防止措置
- 第 41a 条 実施の許可
- 第 41b 条 侵害事件での判決に関する情報の伝達
- 第 42 条 登録前の使用
- 第 43 条 民事事件における被告に有利な認定の根拠
- 第 44 条 罰則
- 第 45 条 第 22 条による情報開示義務の違反に対する罰則及び損害賠償

第 8 章 訴訟に関する規定

- 第 46 条 強制的裁判地
- 第 47 条 訴訟についての通知
- 第 48 条 判決の送付

第 9 章 雑則

- 第 49 条 通信宛先
- 第 50 条 権利の回復
- 第 51 条 意匠登録簿等
- 第 52 条 本法による規則(手数料等)
- 第 53 条 ライセンス許諾
- 第 54 条 意匠登録簿への登録の法的効力等

第 10 章 国際意匠登録

第 55 条 定義

第 56 条 国際意匠登録出願

第 57 条 国際意匠登録がノルウェーで効力を有するための要件

第 58 条 国際意匠登録の効力

第 59 条 国際意匠登録の期間満了の効力

第 11 章 最終規定

第 60 条 1970 年 5 月 29 日意匠法の廃止及び他の法律の用語の変更

第 61 条 その他の法令の修正

第 62 条 施行及び経過規定

第1章 総則

第1条 意匠についての排他的権利

意匠の創作者(デザイナー)又はその権原承継人は、登録によって、本法の規定の対象となる意匠を実施する排他的権利(意匠権)を取得することができる。

意匠の登録は、商標法、著作権法及び特許法に基づく保護を含め、他の法律による保護であってその保護要件が満たされている場合のものを排除するものではない。

第2条 定義

本法において、

1. 「意匠」とは、製品自体又はその装飾の特徴、特にそれらの線、輪郭、色、形状、織り方又は素材から生じる製品又はその一部分の外観を意味する。
2. 「製品」とは、工業品又は手工芸品を意味し、特に、複合製品を組み立てることを意図した部品、包装、外装、図式記号及び活字印刷タイプフェイスを含むがコンピュータ・プログラムは含まない。
3. 「複合製品」とは、交換可能で、当該製品の分解及び再組立を可能にする多様な部品によって構成されている製品をいう。

第3条 新規性及び独自性

意匠権は、新規で独自性を有する意匠に限り付与することができる。

意匠は、その登録出願日前又は第16条による優先権主張の場合は優先日前に、同一の意匠が公衆の利用に供されていない場合に新規であるものとみなされる。意匠は、その特徴が細部においてのみ異なるときは、同一であるものとみなす。

意匠は、その意匠が事情に通じている使用者に対して、第2段落にいう日前に公衆の利用に供されていた何らかの意匠によって当該使用者に与えていた全体的印象と異なる全体的印象を与える場合に、独自性を有しているものとみなす。意匠の独自性を評価するに当たっては、その意匠の開発におけるデザイナーの自由度を考慮しなければならない。

第4条 複合製品

複合製品の構成部品の意匠は、次に該当する場合に限り、新規性及び独自性を有するものとみなす。

1. 構成部品は、当該複合製品の通常の使用状態において可視性を維持していること、及び
 2. 構成部品の可視性を有する特徴が、新規性及び独自性に関する要件を遵守していること
- 「通常の使用」とは、最終使用者による複合製品の使用をいい、保守、手入れ又は修理作業を除く。

第5条 公衆による意匠の利用可能性

意匠は、それが登録その他により公告されたときに本法に基づいて公衆の利用に供されたとみなされる。この規定は、意匠が展示されたか、取引で使用されたか、又はその他の方法で開示された場合に準用される。

ただし、次の何れかに該当する場合は、意匠は公衆の利用に供されたとみなされない。

1. 登録出願日前又は第 16 条による優先権主張の場合は優先日前に、第 1 段落にいう事由を通して EEA(欧州経済地域)内で営業を行っている該当分野内の専門業界に、通常の事業過程においては、合理的にみて知られるに至らなかったこと、又は
2. その意匠が、明示的又は黙示的な守秘義務の条件に基づいてのみ、第三者に開示されていること

第 6 条 新規性を失わせない行為(グレースピリオド)

意匠は、第 3 条第 2 段落にいう日の前 12 月以内に次の者又は事由によって公衆の利用に供された場合は、第 5 条による公衆の利用に供された状態になったとはみなさない。

1. デザイナー又はその権原承継人
2. デザイナー又はその権原承継人が提供した情報又は行なった行為に基づいたその他の者、又は
3. デザイナー又はその権原承継人に対する濫用の結果

第 7 条 公益に反するか又は他人の権利を侵害する意匠

意匠は、次に該当する場合は、登録を受けることができない。

1. 公共の秩序又は一般に認められた道徳原理に反していること、又は
2. 刑法第 328 条第 1 段落(4)又は第 2 段落の適用対象となる紋章その他の記章、旗章又は当該意匠が使用される製品と同一若しくは類似する種類の製品に対する公の監督又は証明を示す標章又はこのような表象、旗章若しくは標章と認識される虞があるものを、許可なく、含んでいること

ノルウェーにおける先の意匠権出願の対象となっている意匠であって、後の出願の出願日前又は第 16 条による優先権主張の場合はその優先日前には公衆の利用に供されていないが、その後公衆に開示されたものと抵触する意匠の場合は、意匠権を付与することができない。次についてのノルウェーでの他人の権利を侵害する意匠の場合は、意匠権を付与することができない。

1. 商標、商号又はその他の標識
2. 著作権法に基づいて保護される著作物又は写真、又は
3. 農産物等の品質管理に関する 1932 年 6 月 17 日法律 No. 6 又は食料品の生産及び食品の安全性等に関する 2003 年 12 月 19 日法律 No. 124 による規制の下に保護される農産物及び食品に対する原産地の地理的表示又は原産地呼称

第 8 条 技術的機能により必然的に決められている意匠

製品の次に該当する外観の特徴に対しては、意匠権を付与することができない。

1. 専らその製品の技術的機能によって必然的に決められている外観、又は
 2. その製品を、他の製品に機械的に連結すること又は他の製品の中、周囲若しくはそれに接して設置することを可能にし、何れの製品もその機能を遂行することができるようにするために、正確な形状及び寸法で複製することが必要とされている外観
- ただし、互換性を有する製品をモジュール方式によって多様に組立又は結合させることを可能にする目的を満たす意匠に対しては、意匠権を付与することができる。

第9条 意匠権の範囲及び内容

意匠権は、何人も、以下の第10条から第12条までの例外を除き、意匠権所有者(以下「所有者」)の同意を得ない限り当該意匠を実施することができないことを含意する。上記にいう「実施」とは、特に、当該意匠が組み込まれ又は用いられている製品の製造、販売の申出、市場への導入、輸入、輸出、使用又はこれらの目的での当該製品の所持を意味する。

意匠権は、事情に通じている使用者に全体としての異なった印象を与えない一切の意匠に及ぶ。意匠権の範囲を評価するに際しては、意匠を開発する上でのデザイナーの自由度が考慮されるものとする。

第10条 意匠権の例外

意匠権は次の場合は及ばない。

1. 意匠が私的で非商業的な目的のために実施される場合
2. 意匠が実験の目的で実施される場合、又は
3. 意匠が引用又は教育の目的で表示される場合。ただし、この場合は、当該行為が公正な取引慣行に沿ったものであり、当該意匠の正常な実施を不当に阻害しないことを要し、かつ出典を明示しなければならない。

第11条 船舶及び航空機の設備

意匠権は次の行為には及ばない。

1. 他国で登録された船舶及び航空機が一時的にノルウェー領域内に入る場合に、当該船舶及び航空機の設備に対して使用する行為
2. 前号にいう船舶又は航空機の修理の目的で予備部品や付属品をノルウェーに輸入し、その修理を実行する行為

第12条 意匠権の消尽

意匠権は、意匠権所有者によって又はその者の同意を得て EEA 内の市場に出された意匠保護製品の使用には及ばない。

第2章 意匠登録出願

第13条 登録出願

意匠登録出願は、書面によりノルウェー工業所有権庁に対してされなければならない。願書には、出願人の名称及び住所並びに意匠登録を求める対象の1又は複数の製品を記載すると共に、意匠を明瞭に記載した図面を添付しなければならない。出願人が登録前に意匠のひな形を提出する場合は、当該ひな形もまた、当該意匠を描写したものとみなされる。願書には、デザイナーの名称が記載されなければならない。デザイナーの名称は意匠登録簿に登録されるものとする。意匠が複数のデザイナーの集団による協同の成果である場合は、当該集団の名称をもって各個デザイナーの名称に代えることができる。願書はまた、国王が規則で定める要件を遵守しなければならない。また所定の手数料を納付しなければならない。

第14条 出願の補正

意匠登録出願は、その出願に記載された以外の製品を対象にする補正をしてはならない。その出願に関する意匠は、補正された形態での意匠がその同一性を維持しつつ登録要件を遵守する場合に限り補正が許される。

第15条 複数意匠の登録出願

1の出願には、対象製品が意匠のための国際分類を制定する1968年10月8日のロカルノ協定による同一の類に属する場合は、複数の意匠を含めることができる。

第16条 優先権

ノルウェー又は工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約又は1994年4月15日の世界貿易機関設立協定(WTO協定)の締約国における意匠保護出願を既に行っており、かつ、当該出願から6月以内にノルウェーにおいて意匠権出願を行う者は、新たな出願が当該最初の出願と同じ日にされたものとみなされるべきことを主張することができる。国際博覧会に関する1928年11月22日の条約にいう公式の又は公認の国際博覧会において意匠を展示し、かつ、この後6月以内にノルウェーにおいて意匠権出願を行う者は、その出願は当該意匠がその博覧会において最初に展示された日にされたものとみなされるべきことを主張することができる。国王は、規則において、優先権を主張する権利に関する更なる要件を定めることができる。国王はまた、第1段落及び第2段落にいう以外の場合に優先権を主張できることも定めることができる。

第17条 登録要件

ノルウェー工業所有権庁は、出願が第13条から第15条までに規定される要件を遵守しているかを確認する。同庁はまた、出願が第2条(1)にいう意匠についてのものであるか、及び第7条第1段落に規定する要件が遵守されているかについても確認する。国王が定める規則に規定される範囲で、ノルウェー工業所有権庁はまた、出願人の請求に基

づき、意匠権を妨げるその他の要素が存在するか否かを審査し、その結果を出願人に通知する。当該審査請求については所定の手数料を納付しなければならない。

第 18 条 登録及び公告

出願が第 17 条第 1 段落にいう要件を遵守している場合は、その意匠は登録され、登録の通知が出願人に送付される。意匠登録は公告される。

ただし、出願人が願書において請求する場合は、登録は第 3 条第 2 段落にいう日から最大 6 月間据え置くことができる。

第 19 条 出願の補正

出願が第 17 条第 1 段落にいう要件を遵守していない場合は、ノルウェー工業所有権庁は、その旨及び不備が補正されない場合の結果について出願人に通知する。これに際し、出願人には応答及び可能な場合は不備の補正のための相応の期限が付与されるものとする。

不備がノルウェー工業所有権庁によって設定された期限内に補正された場合は、その出願は当初同庁によって受領された日に提出されたものとみなされる。ただし、出願は、意匠の図面又はひな形が同庁によって受領されるまではされたものとはみなされない。

出願人が期限経過前に応答せず不備も補正しない場合は、出願は取下とみなされる。

出願人が期限経過後 2 月以内に応答するか又は不備を補正した場合は、取り下げられた出願の処理が再開される。これについては所定の手数料を納付しなければならない。出願処理の再開は 1 回に限り認められる。

第 20 条

出願の不備が第 19 条の規定に従って補正されず、また、意匠が第 14 条第 2 文に従って補正された形態で登録することができないものである場合は、出願は拒絶される。この規定は、ノルウェー工業所有権庁が補正のための新たな期限を出願人に与えるべきであると判断する場合はこの限りでない。

第3章 公開及び情報開示義務

第21条 出願書類の閲覧

出願日から後、何人も願書及びその付属書類並びにその件に係る一切の書類の閲覧を請求することができる。ただし、第2段落から第5段落までに定める場合はこの限りでない。

意匠の外観を示す書類については、当該意匠が第18条により登録されるまでは閲覧を請求することはできない。ただし、第3条第2段落にいう日から6月が経過したときは、意匠が未登録であっても当該書類は公開されるものとする。出願が取り下げられるか又は拒絶された場合は、閲覧権は、出願人が手続の再開を請求するか、決定に対して審判請求を行うか又は損害賠償を請求する場合に限り認められる。

出願人が求める場合は、意匠の外観を示す書類は第2段落に規定する時よりも早く公開されるものとする。

出願人が求める場合は、商業上の秘密に係る情報は公開の対象から除外することができる。このような請求がされた場合は、当該情報は、その請求が最終的に拒絶されるまでは公開されない。意匠権が付与され得るか否か、又は意匠権の範囲若しくは存続期間に関する重要な情報は公開対象から除外することができない。

ノルウェー工業所有権庁が自身の内部の出願審査のために作成した書類は、公開の対象から除外する。

第22条 意匠出願人の情報開示義務

意匠が公衆の利用に供される前に他人に対して意匠出願を援用する出願人は、請求された場合は、当該関係人に対して出願書類の閲覧を許可しなければならない。直接の伝達又は広告その他により、意匠権の出願がされた又は意匠権が付与されたことを出願番号又は登録番号を告げることなく他人に知らせた出願人は、請求された場合は、当該番号を不当な遅滞なく提供しなければならない。意匠権の出願がされた又は意匠権が付与されたとの印象を与えるような情報を提供した者は、請求された場合は、当該意匠が登録されたか否か又は意匠登録出願がされたか否かについての情報を不当な遅滞なく提供しなければならない。

第4章 意匠登録の有効期間

第23条 意匠登録の有効期間

意匠登録は出願において申請される5年の整数倍の期間効力を有し、その期間は出願日から起算される。25年未満の有効期間を有する登録は、総年数が25年に達するまで5年の整数倍の期間更新することができる。各期間は前の期間の終了から起算される。複合製品を修理してその元の外観を回復するために使用される構成部品(予備部品)の意匠については、その登録は最大5年間効力を有する。

第24条 登録の更新

更新請求は、登録期間の満了前1年以内かつ満了後6月以内にノルウェー工業所有権庁に対して書面でしなければならない。所定の手数料を納付しなければならない。更新請求が登録期間の満了後にされる場合は、追加の手数料を納付しなければならない。第1段落に規定する期限内に意匠の登録番号を明示して更新手数料が納付された場合は、それは更新請求とみなされる。

登録の更新は意匠登録簿に登録され公告される。

第5章 審理及び無効性等

第25条 行政審理及び裁判所による審理

意匠が第2条から第8条までに定める要件を遵守していない場合は、当該意匠登録は第26条から第28条までの規定により全面的又は部分的にノルウェー工業所有権庁によって取り消されるか又は裁判所によって無効と判決される。意匠が意匠登録を受ける権原を有する以外の者に対して登録された場合は、当該登録は、第26条及び第27条の規定により取り消されるか又は第29条及び第30条により正当な権利所有者に移転されるものとする。

その登録は、その所有者が当該意匠に対する部分的な権利のみを有することを理由として取り消すこと又は無効とすることはできない。

第26条 事件に関連する期限及び要件

行政審理は、第2段落及び第3段落に別段の定めがない限り、登録期間中に何人によっても請求することができる。

行政審理請求は、次の者に限りを行うことができる。

1. 所有者が意匠についての権原を有していないという判断に基づいて意匠についての権利を主張する者
2. 第7条第2段落及び第3段落にいう権利が登録によって侵害されているという判断に基づいて主張する先の権利の出願人又は所有者
3. 第7条第1段落(2)にいう権利が登録によって侵害されているという判断に基づいて主張する所轄省庁又はそのような使用によって影響を被る者若しくは組織

所有者が当該意匠についての権原を有していないという判断に基づいている主張の場合は、当該主張は、その主張をする者が登録の事実及び主張請求を裏付けるその他の事情を知った後1年以内にされなければならない。所有者が意匠登録時又は登録の移転を受けた時に善意で行為をしていた場合は、当該主張は、登録又は登録移転後3年以内にされなければならない。

第1段落から第3段落までは、無効に関する訴訟に準用する。

無効に関する訴訟は、登録が失効した後又は登録が放棄された後にも提起することができる。このような場合に訴訟を提起する者は、その件についての法的利益を有していなければならない。

所有者が意匠についての権原を有していない旨を主張する行政審理請求が第3段落に規定する期限内にノルウェー工業所有権庁に提起された場合は、第3段落に拘らず、この問題に関する訴訟は、同庁の最終決定の通知が関係人に送付された日後2月以内に提起することができる。

第27条 行政審理請求の提起及び手続

行政審理請求は、次の事項を記載して、書面によりノルウェー工業所有権庁に対して行うものとする。

1. 請求人の名称及び住所
2. 審理を請求する登録及び該当する場合は登録されている意匠
3. 請求の理由、及び

4. 請求を裏付ける事情についての必要な証拠書類

請求は、更に、国王が規則に定める要件を遵守しなければならない。所定の手数料を納付しなければならない。

請求が第1段落及び第26条に定める要件を遵守していない場合は、ノルウェー工業所有権庁は、応答及び可能な場合は不備の補正のための相応の期限を付与する。不備が期限内に補正されない場合は、請求は拒絶されるものとする。ただし、同庁が補正のための新たな期限を与えるべきであると判断する場合はこの限りでない。

審理請求が所有者以外の者に提起よってされた場合は、ノルウェー工業所有権庁は速やかに、応答のための相応の期限を指定して当該請求について所有者に通知するものとする。

同一の登録に対して複数の審理請求が提起された場合は、ノルウェー工業所有権庁はそれらの件を1件に統合することができる。ただし、これについて客観的に正当な理由による異議が提起された場合はこの限りでない。

ノルウェー工業所有権庁は、審理請求によって影響を受けない事情を考慮に入れることができる。審理請求が取り下げられた場合においても、同庁は、特段の理由が存在する場合は、事件の処理を継続することができる。本段落は第26条第2段落と両立する限りにおいてのみ適用される。

何人も行政審理についての一件書類の閲覧を請求することができる。第21条第4段落及び第5段落の規定はこの場合に準用される。

第28条 登録意匠の訂正

ノルウェー工業所有権庁は、訂正された形態での意匠がその同一性を維持しかつ登録要件を遵守する場合で、かつ所有者が訂正を請求しているか又は訂正に同意している場合は、意匠登録を部分的に取り消すことができる。

裁判所は、前段落と同様の条件に基づいて、意匠登録の部分的無効の判決を行うことができる。

当該訂正された意匠は意匠登録簿に登録され、新たな登録通知が所有者に送付される。訂正された形態での意匠の図面を伴った訂正の通知は公告される。

第29条 意匠についての権利

行政審理の件において、他人に対して登録されている意匠についての権利を主張する者は、登録取消でなく登録の移転を請求することができる。

何人かが他人の出願の意匠についての権利を主張する場合は、ノルウェー工業所有権庁はその出願を移転することができる。出願の移転を受ける者は、新たに出願手数料を納付しなければならない。

ノルウェー工業所有権庁が第1段落及び第2段落にいう内容について疑義があると判断した場合は、意匠についての権利を主張する者は、相応の期限内に訴訟を提起するよう促されるものとする。その期限内に訴訟が提起されない場合は、同庁はその主張を無視することができる。このことは、権利主張者に通知される。

第30条 出願又は登録の移転に関する訴訟

他人の出願の意匠又は他人に対して登録されている意匠についての権利を主張する者は、そ

の出願又は登録の移転を求めて訴訟を提起することができる。登録の移転に関する訴訟は、第 26 条第 3 段落(第 6 段落参照)に定める期限内に提起されなければならない。

第 31 条 実施を継続する権利

第 29 条又は第 30 条により登録を剥奪された者が善意でノルウェーにおける当該意匠の実施を開始しているか又はそうするための広範な準備をしていた場合は、その者は、適正な補償金と引換えに又はその他相応の条件の下に当該実施を継続し又は開始することができる。当該権利は、同様の条件に基づいて、登録されたライセンスの所有者に準用する。

第 1 段落による権利は、その権利が生じた事業又は実施が意図された事業の移転と共にのみ他人に移転することができる。

第 32 条 ノルウェー工業所有権庁での手続と裁判所での訴訟との関係

ノルウェー工業所有権庁での出願の移転に関する手続が進行している場合は、同庁は、移転に関する件が最終的に決定されるまでは出願を補正、放棄、拒絶又は認容してはならない。事件が登録された意匠についての権利に関するものである場合は、上記の日より前に登録を取消、訂正又は抹消してはならない。

意匠についての権利に関する訴訟が提起された場合は、ノルウェー工業所有権庁は、当該訴訟について最終かつ上訴不能の判決が確定するまでは登録、取消又は移転に関する件の手続を延期する。無効に関する訴訟が提起された場合は、同庁は、上記の日まで取消に関する件の手続を延期する。

行政審理を請求している者は、ノルウェー工業所有権庁での事件が進行している間は無効又は移転に関する訴訟を提起することはできない。

第 33 条 ノルウェー工業所有権庁の職権による取消

意匠登録又は登録の更新若しくは訂正が明らかな誤りによる場合は、ノルウェー工業所有権庁は、職権により登録の全部又は一部を取り消すことができる。

登録の所有者は、取消前の応答をするための相応の期限を通知されるものとする。

第 34 条 登録の抹消

登録が更新されないか若しくは更新することができない場合又は所有者が抹消の請求書を提出する場合は、登録は、登録期間の満了後に意匠登録簿から抹消される。

登録の移転に関する訴訟が提起された場合又は意匠権について強制執行がされた場合は、その登録は、当該訴訟について最終かつ上訴不能の判決が確定するか又は強制執行が失効となるまでは所有者の請求に基づいて抹消とすることができない。

第 35 条 意匠登録簿への登録及び公告

登録についての行政審理請求が提起されるか又は登録の無効又は移転に関する訴訟が提起された場合は、これらの事実は意匠登録簿に登録され公告されるものとする。その件が最終的に決定されたときは、その決定は意匠登録簿に登録され公告される。

第 33 条による登録の取消及び第 34 条による登録の抹消は意匠登録簿に登録され公告される。第 31 条による継続実施の権利は、当事者の何れかが請求する場合は意匠登録簿に登録され公

告される。

第6章 審判請求等

第36条 ノルウェー工業所有権庁の決定に対する審判請求

意匠出願又は国際意匠登録のノルウェーへの出願請求に関して、ノルウェー工業所有権庁が出願人に不利な決定を行った場合は、出願人は、ノルウェー工業所有権審判部(審判部)に審判請求をすることができる。

第25条による行政審理に関する事件における決定に対しては、不利な決定を受けた当事者が審判部に審判請求をすることができる。出願又は登録の移転に関する第29条による主張が容認された場合は、出願人又は所有者は、その決定に対して審判部に審判請求をすることができる。

第33条による登録取消決定に対して、所有者は審判部に審判請求をすることができる。次の事項の請求を却下又は拒絶する決定に対しては、請求人は、審判部に審判請求をすることができる。

1. 第19条第4段落による再開
2. 第21条第4段落、第27条第6段落及び第38条第5段落による公開からの除外
3. 本法による一件書類の閲覧
4. 第24条による意匠登録の更新、又は
5. 第50条による権利の回復

ノルウェー工業所有権庁によるその他の決定に対しては審判請求をすることができない。

第37条 審判請求

審判請求は、決定についての通知が関係人に送られた日の後2月以内にノルウェー工業所有権庁に対して書面でされなければならない。審判請求書には次の事項が記載されなければならない。

1. 請求人の名称及び住所
2. 審判請求の対象とする決定
3. 決定に対して求める修正の内容
4. 審判請求の理由

審判請求は更に、国王が規則に定める要件を遵守しなければならない。所定の手数料を納付しなければならない。

第38条 審判請求の審理

事件の他方当事者に対しては、速やかに審判請求について通知すると共に、応答するための相応の期限を指定するものとする。

審判請求の審理要件が遵守されている場合において、ノルウェー工業所有権庁が審判請求には明らかに正当な理由があると判断するときは、同庁は決定を破棄するか又は修正することができる。そのような決定がされない場合は、一件書類は審判部に送付される。同庁が審判部に陳述書を提出する場合は、その写しが当事者に送付されるものとする。

審判請求の審理要件が遵守されていない場合は、請求人に対し、応答及び可能な場合は不備の補正のための相応の期限が与えられるものとする。期限経過前に不備が補正されない場合は、審判請求は却下される。ただし、審判部が補正のための新たな期限を与えるべきである

と判断する場合はこの限りでない。

審判請求を審理する場合は、審判部は審判請求の理由があるか否かを審理する。審判部は、審判請求されていない事由も考慮に入れることができる。審判請求が取り下げられた場合においても、審判部は、特段の理由が存在する場合は、審理を継続することができる。本段落は第26条第2段落と両立する限りにおいてのみ適用される。

何人も審判請求についての一件書類の閲覧を請求することができる。第21条第4段落及び第5段落の規定はこの場合に準用される。

第39条 ノルウェー工業所有権審判部の決定に対する裁判所の審理

ノルウェー工業所有権庁により下された決定は、第36条に従う審判請求権が行使され、審判部がその審判請求について決定した場合にのみ、裁判所に提訴することができる。前文の規定は、第25条及び第30条に従う無効又は移転に関する法的手続を提起する権利に影響を及ぼすものではない。

審判部による審判請求事件の決定は、第3段落に別途定める場合を除き、不利な決定を受けた当事者が裁判所に提訴することができる。法的手続は、決定に関する通知が当該当事者に送付された日の後2月以内に提起しなければならない。法的手続を提起するための期限に関する情報は、決定の通知中に含まれる。法的手続は、審判部により代理される国家に対して提起する。

出願又は登録の行政移転に関する事件に係る審判部の決定は、裁判所に提訴することができない。審判部が行政審理の請求を却下若しくは拒絶するか、又は却下若しくは拒絶に関するノルウェー工業所有権庁の決定を維持する場合の決定についても同様とする。

第7章 損害賠償、罰則等

第39a条 侵害の禁止

本法に従う他人の権利を侵害したか、又はこれを幫助若しくは教唆した者には、判決によりこの行為の反復を禁止することができる。侵害を構成することになる行為を実行する目的で相当な準備をした者又はその他に当人が侵害を犯すと懸念される特別な根拠を示すような方法で行動した者には、判決により行為の実行を禁止することができる。

第40条 意匠侵害に対する賠償及び損害賠償

故意又は過失により犯された意匠侵害について、侵害者は権利所有者に次のものを支払わなければならない。

- a) 実施に係る合理的なライセンス料に相当する賠償及び侵害から生じた損失であってライセンス契約の関係では生じる筈のなかったものの賠償
- b) 侵害から生じた一切の損失に係る賠償、又は
- c) 侵害により得られた利益に相当する賠償

賠償及び損害賠償は、a)からc)のうち権利所有者に最も有利な規定に基づいて決定される。侵害が故意又は重大な過失により犯された場合において、権利所有者の要求があったときは、侵害者は第1段落に規定する賠償及び損害賠償に代えて、実施に係る合理的なライセンス料の2倍に相当する賠償を支払わなければならない。

第1段落及び第2段落は、幫助及び教唆に対しても相応に適用される。

善意で生じた侵害については、侵害者は、不合理であると判断されない限り、実施に係る合理的ライセンス料に相当する賠償又は侵害の結果として得られた利益に相当する賠償を支払うものとする。

第1段落から第3段落に基づく責任は、補償的賠償に関する1969年6月13日の法律第26号第5-2条により減じられることがある。

第41条 侵害の防止措置

侵害を防止するために、裁判所は、そうすることが合理的とみなされる限り、意匠侵害を構成する製品に関し、及び当該製品の製造に主として使用されたか又は使用される予定の材料及び器具に関して取るべき予防措置を命じることができる。当該措置は、特に、製品並びに材料及び器具について次の通りとすることである。

- a) 商業経路から回収すること
- b) 商業経路から最終的に除去すること
- c) 廃棄すること、又は
- d) 権利所有者に引き渡すこと

当該措置が課せられる否かの決定及び可能な措置間の選択は、釣合原則の評価に基づいてなされる。特に考慮されるべきは、侵害の重大性、措置の効果及び第三者の利益である。

第1段落は、第39a条第2文にいう場合に相応に適用される。

本条に従って課せられた措置は、権利所有者が当該措置の対象である当事者に補償を支払うことを条件とするものではなく、また、第40条に従う賠償又は損害賠償を受ける所有者の権利に影響を及ぼさない。措置は、特別な理由により別段の指示がある場合を除き、被告の責

任で実行されるものとする。

第41a条 実施の許可

第39条及び第41条に従って措置を定める代わりに、裁判所は、そうすることに特別な理由が存在するときは、権利所有者への合理的な賠償を対価として、かつ、適切な期間及びその他の条件で、意匠権存続期間中又はその一部に亘り意匠の実施に係る許可を与えることができる。当該許可は、善意で行為をした者のみに付与することができる。

第41b条 侵害事件での判決に関する情報の伝達

裁判所は、侵害事件に係る判決において、判決についての情報が適切な方法で侵害者の側に伝えられるよう命じることができる。これは幫助及び教唆に対し、及び第39a条第2文にいう場合に対して相応に適用される。

第42条 登録前の使用

何人かが、登録出願がなされている意匠を同意なしに実施し、かつ、当該実施が、意匠を示す書類が第21条に従って公開された後であるが登録の公告前に生じた場合において、出願が登録に至ったときは、第39a条、第40条第1段落から第3段落まで及び第5段落、第41条、第41a条及び第41b条が相応に適用される。

本規定に従う請求の法定時効期間は、意匠が登録されるまで進行を開始しない。

第 43 条 民事事件における被告に有利な認定の根拠

意匠侵害に関する民事事件において、第 5 章の規定により登録が無効である又は登録の移転を主張することができるとの判決は、登録の無効を宣言する若しくは登録の移転を命じる最終かつ上訴不能の判決が既に下されているか又はノルウェー工業所有権庁が取消又は移転を命じる最終決定を下している場合にのみ行うことができる。

第44条 罰則

意匠侵害を故意に犯し、又はこれを幫助若しくは教唆する者は、罰金又は1年までの拘禁に処せられる。

特に重大な事情が存在する場合は、罰金又は3年までの拘禁とする。特に重大な事情が存在するか否かを評価するときは、権利所有者の蒙った損失に特に重点が置かれるが、これには権利所有者の商業上の名声に対する損害、侵害者が得た利益及びその他の点での侵害の範囲が含まれる。

公訴は被害を受けた当事者の請求によってのみ提起されるが、ただし、公共の利益に関わる場合はこの限りでない。

第 45 条 第 22 条による情報開示義務の違反に対する罰則及び損害賠償

故意又は過失により第 22 条による情報開示義務に違反した者は、罰金を課せられかつ相応と認められる範囲で損害賠償義務を負う。

被害者の告訴がなければ公訴を提起することはできない。

第8章 訴訟に関する規定

第46条 強制的裁判地

次の訴訟はオスロ地方裁判所に提起しなければならない。

1. 本法に従って提出された登録出願の対象である意匠に係る権利に関する訴訟(第30条参照)
2. 第39条にいうノルウェー工業所有権審判部による決定の審理に関する訴訟
3. 登録の無効又は移転に関する訴訟(第25条及び第30条参照)
4. 意匠侵害に関する民事訴訟

オスロ地方裁判所は、ノルウェーの居住者でない出願人及び所有者に対しても裁判地である。

第47条 訴訟についての通知

登録の無効又は移転に関する訴訟を提起する者は、同時に、その旨をノルウェー工業所有権庁に通知すると共に意匠登録簿に登録され住所がそこに記載されているライセンシーに対しても書留郵便で知らせるものとする。意匠侵害に関する訴訟を提起するライセンシーは、同様に、その旨を意匠登録簿に意匠権所有者として登録されその住所がそこに記載されている者に通知するものとする。

必要な通知を行ったことを原告が証拠書類によって証明しない場合は、裁判所は、通知がなされるべき期限を設定することができる。期限が遵守されない場合は、訴は却下される。

第48条 判決の送付

裁判所は、本法により民事訴訟における判決の写しをノルウェー工業所有権庁に送付するものとする。

第9章 雑則

第49条 通信宛先

ノルウェー工業所有権庁からの出願人、意匠所有者又は行政審理の請求当事者への通知は、関係人が同庁に対して最終に指定した住所宛に送付されたときに、提出されたものと常にみなされる。その住所は意匠登録簿に記録される。出願人又は所有者が代理人を有する場合は、本段落による通知は代理人に送付することができる。

記録された住所が正しくないことが判明した場合は、書類はノルウェー工業所有権庁において入手可能である旨を明記して、当該通知又はその抜粋をノルウェー意匠公報に公示する。訴状送達又はその他の手続上の通知が記載された住所に届かなかつた場合は、裁判所に対して第2段落が準用される。その場合は、ノルウェー意匠公報における公示の4週間後に書類の送達又は通知の付与が行われたとみなされる。

出願人又は意匠所有者が出願又は意匠に関する事項において自己を代理して行動する代理人を別途指名した場合は、その代理人の名称及び住所が意匠登録簿に記録される。この規定は、行政審理の請求当事者がその請求に関する事項において自己を代理して行動する代理人を指名した場合にも適用する。

第50条 権利の回復

ノルウェー工業所有権庁との関係で第2章、第4章又は第6章の規定において又はそれらにより規定される期限を遵守しなかつたために権利を失った者は、自己又は自己の代理人が合理的に期待される注意を払ったことを証明できたときは、その請求により、権利回復が許される。当該請求は、期限不遵守の原因が解消した後2月以内かつ期限経過後4月以内に同庁に対して書面で行わなければならない。同期間内に怠った行為を実行しなければならない。所定の手数料を納付しなければならない。

第1段落は、優先権に関する第16条による期限又は第39条第2段落第2文による提訴期限については適用されない。また、第36条第2段落にいう決定に対する審判請求についての第37条に規定の期限の不遵守の場合も権利の回復は認められない。

第51条 意匠登録簿等

ノルウェー工業所有権庁は、意匠登録簿を保有し、かつ登録等の公告を行う公報を発行する。何人も、意匠登録簿を閲覧し、かつその認証抄本を受領する権利を有する。抄本については、所定の手数料を納付しなければならない。

本法により公衆の利用に供されている書類の写しについては、所定の手数料を納付しなければならない。

非認証の印刷出力及び写しの手数料は、収入合計が当該情報の通信料の実費を超えないようにし、これに合理的な利益を加えたレベルに設定する。

第52条 本法による規則(手数料等)

国王は、本法の補充及び施行のための追加規定を規則において公布することができる。特に、国王は、次の事項に関する規定を公布することができる。

1. ノルウェー工業所有権庁による出願審査の範囲

2. 国際出願及び登録
3. 本法による期限の長さ
4. 出願及び登録の分割及び統合
5. 意匠登録簿の保有及び閲覧，及び
6. 手数料の金額及び納付。国王は，出願及び登録の分割及び統合に関する手数料について定めることができる。

第 53 条 ライセンス

意匠権所有者は，他人に対して意匠を実施する権利(ライセンス)を付与することができる。ライセンシーは，その所有者との契約で許可されていない限り，その権利を移転することはできない。

ライセンスが事業に属している場合は，当該ライセンスは，別段の合意がされない限り，その事業と共に移転することができる。当該事業を移転する者は，契約遵守の義務を負担し続ける。

当事者の何れかが請求した場合は，ライセンスは意匠登録簿に登録され公告される。この規定は，登録されたライセンスが移転されるか又は効力を失った場合に準用する。

第 54 条 意匠登録簿への登録の法的効力等

意匠登録に係る訴訟は常に，意匠登録簿に意匠権所有者として登録されている者を相手方として提起することができ，またノルウェー工業所有権庁がその所有者に与えるべき通知は常に，この所有者に送付することができる。

意匠権が他人に移転される場合は，当該移転は，当事者の何れかが請求したときは，意匠登録簿に登録され公告される。第 15 条により共同登録された複数意匠の一部が移転される場合は，当該移転は，所有者が当該登録の分割を請求する場合に限り，意匠登録簿に登録し公告することができる。当該分割については所定の手数料を納付しなければならない。

意匠に付随する先取特権は，強制執行当局からの通知があった後に意匠登録簿に登録され公告される。

意匠登録が複数当事者に任意移転された場合に，抵触が生じたときは，最新に移転された権利が，それが登録簿への登録を求めて通知された最初のものであった場合は，先に移転された権利に優先する。ただし，所有者が，権利移転を意匠登録簿へ登録するため通知する際に，善意で行動していたことを条件とする。同じことが，ライセンス間の抵触の場合に適用される。

第 10 章 国際意匠登録

第 55 条 定義

国際意匠登録とは、意匠の国際登録に関する 1925 年 11 月 6 日のハーグ協定のジュネーブ改正協定(1999 年 7 月 2 日, ジュネーブ)に基づき世界知的所有権機関(WIPO)の国際事務局によってされる意匠登録を意味する。

ノルウェー工業所有権庁は、ノルウェーにおける意匠の国際登録に関する事項における登録当局である。

第 56 条 国際意匠登録出願

ノルウェーの国民であるか又はノルウェーに住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する者は、ノルウェー工業所有権庁又は国際事務局に願書を提出することによって意匠の国際登録を出願することができる。

当該出願は、ハーグ協定ジュネーブ改正協定に定める要件を遵守しなければならない。

国際意匠登録の出願がノルウェー工業所有権庁に対してされた場合は、同庁は、規則に定める期限内に国際事務局に出願書類を送付する。この送付については、所定の手数料を納付しなければならない。

第 57 条 国際意匠登録がノルウェーで効力を有するための要件

ノルウェー工業所有権庁が国際事務局から所有者による国際登録のノルウェーでの発効の請求についての通知を受けた場合は、同庁は、当該登録が第 2 条(1)にいう意匠に該当するか否か及び第 7 条第 1 段落に定める要件が遵守されているか否かについて審査する。

要件が遵守されていない場合は、ノルウェー工業所有権庁は、当該国際登録のノルウェーでの発効を全面的又は部分的に拒絶する。当該拒絶は、規則に定める期限内に国際事務局に通知されなければならない。

拒絶された場合は、国際登録の所有者は、規則に定める要件に基づいて、ノルウェー工業所有権庁に対し当該国際登録のノルウェーでの発効の問題について再審査するよう請求することができる。

要件が遵守されている場合は、ノルウェー工業所有権庁は、当該国際登録を意匠登録簿に登録しそれがノルウェー国内で効力を有する旨を公告する。

第 19 条及び第 50 条は、国際登録のノルウェーでの発効の請求についてのノルウェー工業所有権庁の審査に準用する。国際登録の所有者が優先権を主張する場合は、第 16 条が適用される。

第 58 条 国際意匠登録の効力

国際登録がノルウェーで効力を有する旨を示す意匠登録簿の記入は、ノルウェーにおける意匠登録の場合と同一の効力を有する。その記入は、国際事務局における擬制登録日から効力を有する。

国際登録が第 57 条第 4 段落により意匠登録簿に記入され公告されるまで、当該登録はノルウェーにおける意匠登録出願と同じ効力を有する。国際登録が国際事務局によって公告された後に何人かが当該国際登録所有者の同意を得ることなく当該意匠を実施する場合は、当該登

録がその後に意匠登録簿に記入されることを条件に第 40 条及び第 41 条が準用される。ただし、第 57 条第 4 段落による記入の公告前にされた実施についての補償金及び賠償金は、常に第 40 条第 3 段落に従って制限される。本段落により請求を行うための期間は、当該登録が意匠登録簿に記入されるまで進行を開始しない。

この記入はハーグ協定のジュネーブ改正協定の規定により更新することができる。ノルウェー工業所有権庁が国際事務局から国際登録の更新の通知を受領した場合は、この旨について意匠登録簿に記入され公告される。

国際登録がノルウェーにおいて効力を有する旨を示す意匠登録簿への記入については、第 5 章の規定により取り消し、無効にし、移転し又は抹消することができる。第 33 条による取消は、規則に定める期限内にされなければならない。

第 59 条 国際意匠登録の期間満了の効力

国際登録が全面的に又は部分的に期間満了した場合は、同じ範囲でノルウェーにおける効力も失う。この旨は意匠登録簿に記入され公告される。

第 11 章 最終規定

第 60 条 1970 年 5 月 29 日意匠法の廃止及び他の法律の用語の変更

1970 年 5 月 29 日意匠法は廃止される。

「monster」(意匠)の語は、次の法令規定において単独で使われている場合又は他の用語と結合して使われている場合の両者を含め、「design」の語に置き換えられるものとする。

1. 民事訴訟手続に関する 1915 年 8 月 13 日法律 No. 6 第 273 条(5)
 2. 敵国財産に関する 1950 年 12 月 15 日法律 No. 4 第 2 条第 1 段落(e)
 3. 商標に関する 1961 年 3 月 3 日法律 No. 4 第 14 条第 1 段落(5)
 4. 文学, 科学, 芸術作品等における著作権に関する 1961 年 5 月 12 日法律 No. 2 第 10 条第 1 段落
 5. 1980 年 2 月 8 日抵当法 No. 2 第 3-4 条第 2 段落(b)及び第 5-9 条第 1 文
- 商業活動の競争に関する 1993 年 6 月 11 日法律 No. 65 第 3-7 条において、「monster」(意匠)の語は、「enregistert design」(登録意匠)の語に置き換えられるものとする。

第 61 条 その他の法令の修正

1. 工業所有権保護の官庁に関する 1910 年 7 月 2 日法律 No. 7 において、第 5 条第 1 段落は次の通りに読み替える。

「第 2 審部門による決定は、同部門の審判長又は副審判長が 5 名の審判員から成る合議体で審理するとの決定をしない限り、3 名の審判員による合議体でされるものとする。審判請求を却下する決定は、審判長又は副審判長が単独で行うことができるが、ただし、その者が当該決定は議論の余地がないものであると認める場合に限られる。」

2. 商標に関する 1961 年 3 月 3 日法律 No. 4 は、次の通り修正される。

第 19 条第 3 段落は次の通りに読み替える。「出願人が期限経過前に応答せず又は不備を補正しない場合は、出願は拒絶される。出願人が期限経過後 2 月以内に応答するか又は不備を補正した場合は、出願についての審査が再開されるものとする。これには所定の手数料を納付しなければならない。再開は、出願の審査中 1 回に限り許されるものとする。」

第 22a 条第 1 段落第 2 文は次の通りに読み替える。「所定の手数料を納付しなければならない。」

第 23a 条第 2 段落は次の通りに読み替える。「更新申請は、登録期間満了前 1 年以内及び登録期間満了後 6 月以内にノルウェー工業所有権庁に書面でされなければならない。所定の手数料を納付しなければならない。更新申請が登録期間満了後にされる場合は、追加の手数料を納付しなければならない。」

第 33 条第 1 段落は次の通りに読み替える。「新たな所有者が請求した場合は、登録商標の移転は商標登録簿に記録され、その通知が公告される。これには第 28 条及び第 31 条が準用される。」

第 34 条第 3 段落第 1 文は、次の通りに読み替える。「商標所有者と使用権者の両者は、登録商標のライセンスを商標登録簿に記録し、その通知を公告することを請求することができる。」

第 47 条第 2 文及び新第 3 文は次の通りに読み替える。「出願はその他、規則に定める要件を遵守しなければならない。所定の手数料を納付しなければならない。」

第 50 条第 3 段落は次の通りに読み替える。「第 19 条及び第 60 条の規定を準用する。」

第 60 条第 1 段落第 3 文及び新第 4 文は次の通りとする。「同期限内に怠った行為の追完がされるものとする。所定の手数料を納付しなければならない。」

第 61 条は次の通りに読み替える。「何人も、商標登録簿を閲覧する権利並びに第 17a 条により公衆の利用に供されている商標出願及び付属書類の認証抄本又は写しを取得する権利を有する。当該認証抄本及び写しについては、所定の手数料を納付しなければならない。」

3. 特許に関する 1967 年 12 月 15 日法律 No. 9 は、次の通り修正されるものとする。

第 15 条第 3 段落は次の通りに読み替える。「ただし、当該期限の経過後 4 月以内に出願人が意見を提出するか又は不備を補正する措置を講じた場合は、出願についての審査は再開されるものとする。所定の手数料を納付しなければならない。」

第 27 条第 1 段落第 2 文は次の通りに読み替える。「所定の手数料を納付しなければならない。」

第 31 条第 1 段落第 2 文は次の通りに読み替える。「出願人はノルウェー工業所有権庁に所定の手数料を納付しなければならない。」

第 72 条第 1 段落第 3 文及び新第 4 文は次の通りに読み替える。「当該期限内に怠った行為の追完がされるものとする。所定の手数料を納付しなければならない。」

4. 従業者発明についての権利に関する 1970 年 4 月 17 日法律 No. 21 第 2 条は、次の通りに読み替える。「第 7 条第 1 段落、第 9 条及び第 10 条の規定に服することを条件に、本法は別段の合意がされていないか又は別段の合意がされたとみなされない場合に限り適用されるものとする。」

第 62 条 施行及び経過規定

本法は、国王の定める日から施行される。国王は、一部規定について異なる施行日を定めることができる。

本法は本法施行前に登録されたか又は登録出願された意匠についても適用される。ただし、次の本条からの例外に服するものとする。

本法施行前にされた出願の場合は、出願、その処理、閲覧の権利、審判請求及び審決に対する裁判所による審理に関する従前の規定が適用される。

第 4 条及び第 8 条の規定は、本法施行前に登録されたか又は登録出願された意匠については適用されない。従前の規定に基づいてされた登録に対するノルウェー工業所有権庁又は裁判所の審理はそれらの規定に基づいて行われるものとする。

何人かが、本法施行前に、従前の規定による所有者の同意が要件とされなかったが本法によってはそれが要件とされる態様で意匠を実施している場合は、当該人は、新規定に拘らず当該実施を継続することができる。同権利は、意匠実施のための実質的な準備をしている者が援用することができる。